

令和4年3月18日

関係各位

入間東部広域斎場しののめの里
指定管理者:富士建設工業㈱・神戸工業企業グループ

まん延防止等重点措置解除後の入間東部広域斎場しののめの里利用について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

入間東部広域斎場しののめの里のご利用におきまして、まん延防止等重点措置解除後のご利用を下記の通りとさせていただきます。皆様にはご不便をお掛け致しますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、ご理解と御協力の程、宜しくお願い申し上げます。

記

【待合室利用について】

- ① 待合室での飲食等につきまして、パーテーション(アクリル板)等の設置は継続願います。
密な状態にならない様、間隔を空けてのご利用をお願い致します。
- ② 待合室および式場の茶器(急須を含む)の貸出中止は継続とさせていただきます。
- ③ 酒類等の提供は19時30分までとします。深夜等の提供は行っていません。
- ④ ご収骨の際は、密にならないように適度な間隔を空けてご対応願います。CO2センサー導入により、業務員より適正間隔のご案内をさせて頂く場合がございます。ご了承ください。

【解除期間について】

令和4年3月22日(火)より。 ※式場の提供は、当日通夜時より。

【その他注意事項・お願い】

待合室での飲食等につきまして現在のところ、制限はございません。食事をされる際には待合室内を広くお使いいただき、食事中以外のマスク着用・手指消毒にご協力いただきますようお願いいたします。

『待合室に入る人数が多い』『待合室内で十分な間隔がとれない』等の理由から、ロビー・ラウンジを独占利用されることは、他の利用者様のご迷惑となりますのでご遠慮ください。

※ 制限内容につきましては、今後の状況に応じ変更する事がございますのであらかじめご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

以上